資料３

安全で安心なくらしの実現について

令和８年10月30日

県民生活部 特殊詐欺対策・くらし安全課

目次

1　兵庫県内の犯罪の動向 …… P３

2　地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援 …… P４

3　安全で安心な環境の整備 …… P９

4　犯罪被害者等支援の充実 …… P11

5　再犯防止対策の推進 …… P15

6　特殊詐欺被害防止対策の推進 …… P17

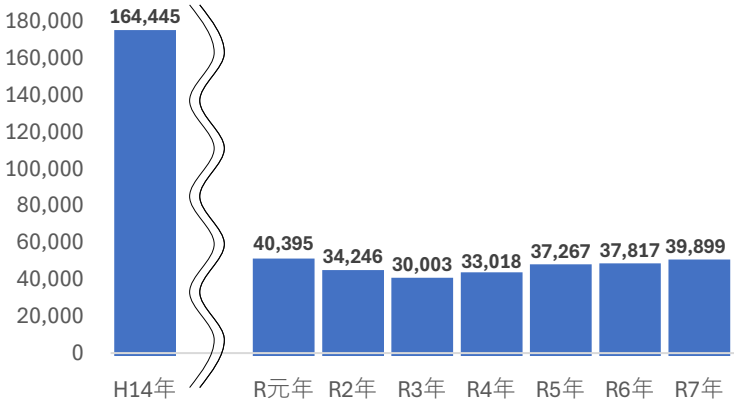
7　安全安心な消費生活の推進 …… P19

8　交通安全対策の推進 …… P23

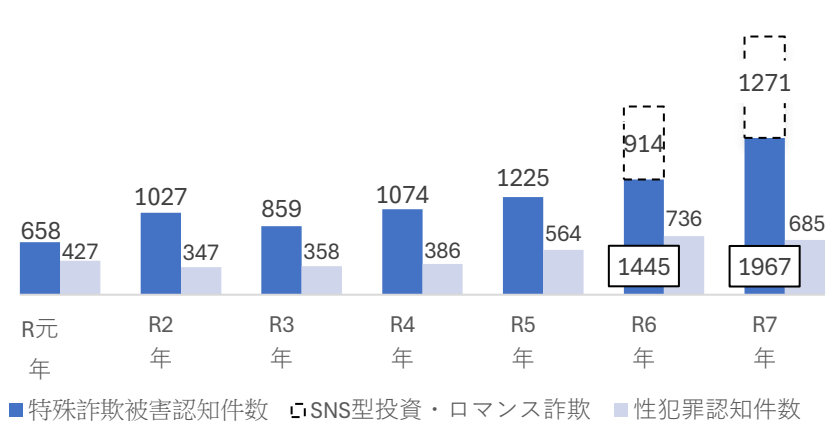
1　兵庫県内の犯罪の動向

- 令和７年の刑法犯認知件数は39,899件。平成14 年のピーク以来、減少を続けていたが、令和４年以降、４年連続で対前年比増
- 特殊詐欺被害の増加が著しいほか、性犯罪被害が犯罪成立要件の拡大もあり、大きく増加傾向
- 県民意識調査における「住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う」人の割合が令和５年度以降60%台に低下

刑法犯認知件数の推移



特殊詐欺・性犯罪被害の推移



※刑法改正により令和５年７月13日から強制性交等は「不同意性交等」、強制わいせつは「不同意わいせつ」に変更となり処罰範囲等が拡大

【参考】

	R7年8月末	R8年8月末
刑法犯認知件数	26,034件	26,539件
特殊詐欺被害認知件数 ※SNS型投資・ロマンス詐欺含む	1,930件	1,954件
性犯罪認知件数 ※不同意わいせつに限る	319件	333件

【「住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う」人の割合】

	R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度
割合	79.6%	70.3%	64.5%	68.0%	65.5%

2　地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援

（１）地域安全まちづくり推進計画の推進と審議会の運営（1,114千円）

第７期計画（令和７～９年度）に基づき、地域安全まちづくり活動を支援する施策を総合的、計画的に推進

【第７期計画の概要】

基本理念	安全に安心して暮らすことができる「誰も取り残さない」持続可能な兵庫の実現
目　標	１　刑法犯認知件数の増加傾向を抑える ２　特殊詐欺、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺被害の増加傾向を抑える ３　性犯罪被害の発生件数を減少させる ４　子どもに対する声かけ・つきまとい等事案の発生件数を減少させる
目標達成に向けた行動	行動１　誰もが安全安心な地域をつくる 行動２　犯罪が発生しにくい環境を整備する 行動３　変化する犯罪から身を守る

（２）ひょうご地域安全まちづくり活動賞の表彰（220千円）

地域安全まちづくり活動に対する意欲を高めるため、活動に関して著しい功績のあった個人・団体を表彰

＜表彰件数＞　個人５件、団体11件（令和７年度）



【表彰式（R8.3.13）】

2　地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援

（３）ひょうご地域安全まちづくり推進協議会の運営支援（900千円）

　安全で安心な兵庫の実現をめざす県民運動の推進母体として、地域団体、事業者団体、行政機関等による協議会の運営を支援



【協議会シンボルキャラクター　マモリン】

【ひょうご地域安全まちづくり推進協議会の概要】

会員団体数	109団体（事業者26,青少年・教育団体25,防犯団体15,商工団体13,地域団体９ 等）
主な事業内容	○地域安全まちづくり表彰式の開催 ○防犯意識啓発グッズの作成 ○「マモリンレポート」の発行(令和８年度２回) ○地域安全啓発キャンペーンの実施 ○地域安全ポスターコンクールの開催 ＜募　　集＞令和８年７月31日～９月11日 ＜参加校等＞参加校62校、応募数443点 ＜表 彰 式＞令和９年３月予定

（４）地域安全兵庫県民大会の開催（300千円）

　地域安全まちづくりへの意識啓発として、県警・県防犯協会連合会と共催で「県民大会」を開催

〈開 催 日〉 令和８年10月13日〈開催場所〉兵庫県公館１階大会議室
〈参加者数〉約300 人　　〈内　　容〉防犯功労者表彰式、防犯講話等



【防犯功労者表彰式(R7)】

2　地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援

（５）まちづくり防犯グループの活動支援（160千円）

ア　地域安全まちづくり活動情報等の共有

県内各地で結成された「まちづくり防犯グループ」に対し、地域の犯罪情報や防犯活動情報を提供

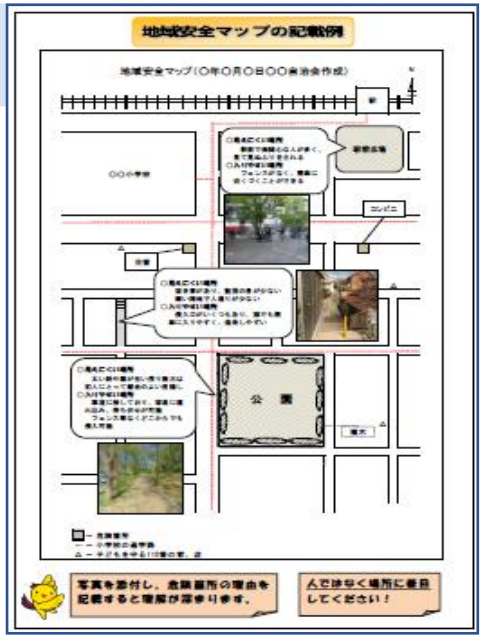
イ　地域安全マップ作成支援

より効果的な地域の見守り活動を行うため、まちづくり防犯グループ等を対象に活動地域内の危険箇所等の点検、地域安全マップ作成に係る研修を実施

＜開催回数＞　10回（各県民局・県民センター）

【まちづくり防犯グループの概要】

グループ数	1,812団体（令和８年９月末現在）
構成団体等	自治会、ＰＴＡ、婦人会 等
活動範囲	単位自治会の区域、又は複数の単位自治会の区域（最大小学校区程度）
主な活動内容	○防犯パトロール　○子どもの登下校時の見守り活動 ○あいさつ・声かけ運動　○防犯広報紙の作成・配布 ○門灯点灯運動　○地域安全マップの作成 等



【地域安全マップ例】

ウ　防犯活動に参画する人材の育成

高齢者の防犯活動への参画を促進するため、高齢者大学等に地域防犯講座を設置し、県から講師を派遣

＜開催回数＞　１回（いなみ野学園）

2　地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援

（６）地域安全まちづくり推進員の設置（1,895千円）

防犯グループのリーダー役として、自ら率先して活動に取り組むとともに、関係機関やまちづくり防犯グループなどとの連携・協働の調整等を行う「地域安全まちづくり推進員」を設置し、その活動を支援



【防犯グループによる見守り活動】

【地域安全まちづくり推進員の概要】

推進員数	2,112人（令和８年９月末現在）
活動内容	地域安全まちづくり活動の先導、活動グループの連携・協働の調整、活動グループの地域間交流の企画・実施、警察等関係機関との連絡調整
支援内容	身分証の交付、手引書の配布、ボランティア保険への加入、研修会の開催、犯罪・防犯情報の提供

【県民局・県民センター別推進員数（令和８年９月末現在）】

神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	合計
302人	344人	166人	178人	175人	234人	520人	89人	35人	69人	2,112人

2　地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援

（７）地域で守る！子どもの安全安心確保事業（508千円）

「子どもを守る110 番の家・店・車」を普及させるため、県警と連携して、協力者の開拓や制度の周知を図るとともに、ネットワーク会議を開催して防犯情報を共有

○子どもを守る110番の家・店・車ネットワーク会議（県警･県･市町･事業者）

＜開催日＞　令和９年１月予定

＜内　容＞　子どもを取り巻く犯罪情勢、子どもを守る110番の家・店・車の取組状況等、防犯講演



【子どもを守る110番の家掲示例】

【子どもを守る110番の家等設置状況（令和８年９月末現在）】

区 分	110番の家	110番の店	110番の車
対象	一般民家､個人商店 等	店舗	車両
実施主体	ＰＴＡ､防犯協会 等	事業所団体等	事業所団体等
箇所数	53,938箇所	19,079箇所	26,941台

3　安全で安心な環境の整備

地域を構成する、県民、事業者、県、市町、県警、関係団体等が連携し、様々な空間や場面で犯罪の起きにくい安全で安心な環境を整備

（１）防犯カメラ設置補助事業（18,000千円【R8当初＋R7.9補正】）

地域の見守り力の向上を図るため、市町が行う防犯カメラ設置補助事業に要する経費（まちづくり防犯グループ等の地域団体が行う防犯カメラ設置に係る経費を対象）を助成

〈対象団体〉 市町（地域団体への間接補助）
〈助 成 額 〉 市町補助額の1/2（１台あたり上限４万円）
〈助成件数〉 450 か所相当（当初250か所＋補正200か所）



【防犯カメラ設置例】

【平成22年度～令和７年度の補助箇所数】

年　度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
補助数	64	166	261	232	383	392	493	487	492	490	484	489	440	400	292	324	5,889

3　安全で安心な環境の整備

（２）　ひょうご地域安全ＳＯＳキャッチ事業の推進（4,072千円）

県民が日常生活の中で異変に気づいた際や、虐待、ＤＶ、いじめ等が疑われる場合等に、匿名でも通報できる窓口を運営し、速やかに適切な関係機関（警察等）に引継ぎ

＜電話番号＞　０７８－３４１－１３２４（いざツーホー）

＜開設日時＞　月～金曜日 9:00～16:00（祝日、年末年始を除く）

【相談受付件数】

Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年９月末
218件	259件	175件

【相談者の属性(令和７年度)】

男性	女性	不明	匿名	実名
77人	180人	2人	92人	167人



【SOSｷｬｯﾁのﾁﾗｼ(R8)】

（３）　客引き行為等の防止に関する条例の推進（46,882千円）

・「客引き行為等の防止に関する条例」に基づき、客引き行為等の禁止地区※において、巡回・指導を実施

・R6に実証実験したAIカメラの本格導入（三宮４台、西宮北口１台、甲子園口１台）

【指導状況】

	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
指導	60件	74件	72件
勧告	35件	47件	46件
命令	27件	32件	24件
過料	19件	17件	18件
公表	3件	10件	13件


【客引き防止巡回・指導の様子】



【AIカメラによる客引き対策】

※客引き行為等禁止地区
三宮北部地域
阪急西宮北口駅北西地域
JR甲子園駅南側地域

4　犯罪被害者等支援の充実

「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」（Ｒ５．４施行）及び「兵庫県犯罪被害者等支援計画」（Ｒ６．３策定）に基づき、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻せるよう、支援の充実を推進

（１）計画改定に向けた専門家会議の設置（494千円）

令和６年３月に策定した「兵庫県犯罪被害者等支援計画」（計画期間R6～8）の改定を行うため、有識者や犯罪被害当事者等による専門家会議を設置

【構成員】

氏　名	役職等	氏　名	役職等
寺田　真治	(一社)犯罪被害者の会・つなぐ会代表理事	谷本　紋	兵庫県警察本部警務部被害者支援室長
土師　守	新全国犯罪被害者の会(新あすの会)幹事	河瀬　真	(公社)ひょうご被害者支援センター理事長
大岡　由佳	武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授	遠藤　えりな	(公社)ひょうご被害者支援センター事務局長
正木　靖子	弁護士		

（２）犯罪被害者等見舞金制度の運用（4,500千円）

・犯罪被害に伴う予期せぬ経済的負担（葬儀、治療、転居等）を軽減するため、県独自の見舞金制度を創設

・県内全市町が見舞金制度を実施しており、県・市町双方から受給可能な制度とすることで、日常生活を支援

＜Ｒ７年度支給実績＞　３３件（死亡４件、重傷病２９件）

＜Ｒ８年９月末時点＞　２３件（死亡２件、重傷病１９件、転居２件）

＜見舞金制度の概要＞　《R8新》

(1) 支給金額　死亡：30万円　傷害：10万円　転居：10万円

(2) 支給要件　令和６年４月１日以降に行われた故意の犯罪行為による死亡、重傷病及び性被害

(3) そ の 他　親族間の犯罪、被害者の責に帰すべき行為があったときなどは支給しない場合あり

4　犯罪被害者等支援の充実

（３）犯罪被害に関する相談への的確な対応（12,880千円）

ア　兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口の運営

・犯罪被害者等からの様々な相談に対応し、必要な支援を受けられるようサポートする総合的な支援窓口を令和５年10月に開設

〈電話番号〉　０７８－３６０－０７８３（ゼロナヤミ）
〈開設時間〉　月～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）
〈相談実績〉　８６件（令和７年度）



【兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口】

イ　支援調整会議の開催

・複数機関による支援が必要と考えられる事案に対し、県が中心となって関係市町、県警等の関係機関と支援内容を調整する支援調整会議を設置
・福祉サービス等に精通した専門職を配置・育成し、より充実した支援をパッケージ化して提案
・支援体制の充実に向け、市町等関係機関の担当者を幅広く集めた研修会を開催

〈開催実績〉　８回（支援調整会議３回、事前検討会議５回）
（令和８年９月末現在）


【関係機関による支援調整会議の模擬訓練(R7)】

4　犯罪被害者等支援の充実

（４）性犯罪・性暴力被害者への支援（13,210千円）

ア　ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」の運営

警察に相談できない性暴力被害者の心身の負担軽減、被害の潜在化を防止するため、専用相談窓口を設け、面接助言、心理・法律相談、警察・医療機関等への同行支援、医療費助成等を実施

〈委 託 先 〉　（公社）ひょうご被害者支援センター
〈電話番号〉　０７８－３６７－７８７４(ナヤミナシ）、
＃８８９１(ハヤクワンストップ)
〈開設時間〉　月～金曜日 9:00～17:00（祝日､年末年始を除く）
※夜間・休日は、国設置夜間・休日コールセンターが対応

【相談対応・直接支援状況】

	R７年度	R８年９月末
電話相談	1,402件	831件
面接助言	15件	5件
心理相談	11件	1件
法律相談	13件	4件
同行支援	10件	2件
代理傍聴	9件	0件
医療費助成	0 件	1件

イ　医療従事者向け専門研修の実施

子どもや男性が被害者となるケースが増加している現状を踏まえ、対象を産婦人科から小児科や泌尿器科など幅広い診療科の医療従事者等に拡大し、性犯罪被害の現状や被害者支援等に関する専門研修を実施

〈委 託 先 〉　（特非）性暴力被害者支援センター・ひょうご



【医療従事者向け専門研修(R7)】

4　犯罪被害者等支援の充実

ウ　性犯罪・性暴力被害者等からのメール・LINE相談

若者の電話離れを踏まえ、メールやLINEによる相談窓口を開設し、相談しやすい体制を整備することで、被害の潜在化を防止

〈委 託 先 〉（特非）性暴力被害者支援センター・ひょうご

〈受付方法〉 メール：性暴ひょうごHPから受付（https://1kobe.jimdofree.com/）

LINE ：アカウント @seihigai、二次元コード https://lin.ee/8zstvqb

〈開設時間〉 随時（LINE の開設日は1か月ごとに県HP、性暴ひょうごHP、Instagramに掲載）



【性暴ひょうご相談窓口チラシ】

LINE

【LINE相談 QRコード】

【再掲：兵庫県が関わる主な相談窓口】

区 分	兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口	ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」	性暴力被害者支援センター・ひょうご
対応内容	犯罪被害全般	性犯罪・性暴力被害	
開設時間 連絡方法	（電話）平日９時～17時 ※祝日・年末年始除く	（電話）平日９時～17時 ※祝日・年末年始除く ※開設時間外は国設置の夜間休日コールセンターへ転送	（電話）平日13時～16時半※祝日・年末年始除く （メール）随時 （LINE）不定期（月４～６回）※R8.4～新設
電話番号	078-360-0783（ゼロナヤミ）	078-367-7874（ナヤミナシ）	06-6480-1155
主な支援	・専門員による電話相談 ・必要な支援機関へのつなぎ ・関係機関による支援に向けた調整	・専門員による電話相談、面接相談 ・弁護士による法律相談 ・臨床心理士による心理相談 ・同行支援、医療費助成	・専門員による電話相談、面接相談 ・医療を中心とした急性期対応 ・同行支援
運営方法	（公社）ひょうご被害者支援センターに委託		（特非）性暴力被害者支援センター・ひょうごに一部委託（県立尼崎総合医療センター内）

5　再犯防止対策の推進

令和５年７月に策定した「兵庫県再犯防止推進計画」に基づき、国、県、市町、関係機関・団体等と連携し、就業機会や住居の確保、満期出所者への支援等に取り組み、犯罪をした人等の立ち直りや社会復帰につなぐ

（１）再犯防止関係機関のネットワーク構築（356千円）

ア　関係機関ネットワーク会議

関係機関それぞれが果たすべき役割の検討や先進事例の共有を行い、各機関が連携した効果的な施策を展開

イ　再犯防止ワーキンググループ

就労、住居、満期出所者への対応等、特に課題となる分野の講義演習や方策の検討を行い、実効性が高い具体的な施策につなげる

（２）「社会を明るくする運動」の啓発

犯罪をした人等が再び犯罪に手を染めないよう、国が提唱する「社会を明るくする運動」と連動し、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生に係る啓発を実施

〈強調月間〉 令和８年７月

〈主な取組〉 内閣総理大臣メッセージ伝達式、
法務省と連携した作文コンテスト等



【内閣総理大臣メッセージ伝達式(R8)】

5　再犯防止対策の推進

（３）出所者等の孤立防止・居場所づくりの推進（1,705千円）

ア　再出発をめざす人たちの「つどい場」・交流会

出所者やその家族など、再出発を目指す人や支援者が集まる場の提供により、
悩みの共有・意見交換等から孤立防止につなげ、立ち直りを支援

〈開催予定〉 当事者向け「つどい場」、家族向け交流会　各５回
〈実施手法〉 民間支援団体に運営委託



【保護司フォーラム(R7)】

イ　更生保護を支える人たちの役割を知るフォーラム、映画上映会

・犯罪をした人の再出発を支え、見守る活動を行っている「保護司」について、
担い手不足が懸念されていることから、その魅力・役割等を伝えるフォーラムを開催
・一般県民を対象に、更生保護をテーマとした映画上映会を開催（R8は姫路市・宝塚市）



【映画上映会チラシ(姫路市)】

ウ　犯罪を繰り返す特性を学ぶセミナー

保護司や行政職員、警察官など、更生支援に携わる関係者を対象に、
性犯罪や窃盗といった犯罪を繰り返す人たちの特性を学ぶためのセミナーを開催

6　特殊詐欺被害防止対策の推進

（１）自動録音装置普及促進事業（70,000千円【R7.2補正＋R8.9補正】）

独居高齢者など被害リスクが高く、対策が必要な世代を中心に
外付け自動録音機を配付

台数　**22,000** 台（R7.2補正14,000台＋ R8.9補正8,000台）

対象　**65歳以上の高齢者**

申込台数　16,310 台（令和８年９月30日時点）



外付け自動録音機

（２）進化する犯罪への対応（10,697千円）

引き続き被害が拡大する特殊詐欺や、高度化する犯罪への対応を強化

（ア）集中的な啓発

■県内施設等のライトアップによる注意喚起
（県公館 、明石海峡大橋等を赤色にライトアップ）

■6/29～7/8 神戸・阪神南・阪神北・東播磨に特殊詐欺多発警報発令
（主な取組：県・市町のwebサイトやSNSでの啓発活動、
金融機関・コンビニ等での水際対策強化 等）


ライトアップされた明石海峡大橋

6　特殊詐欺被害防止対策の推進

（イ）関係者による連携体制

■特殊詐欺集中対策本部会議
特殊詐欺被害防止対策の強化を全庁横断的に検討・実施

■特殊詐欺等関係者連絡調整会議
公民一丸となって被害を防ぐための方策を実務者レベルで検討



スマホ向け詐欺検知システム


ゲーム型闇バイト対策体験授業

（ウ）現役世代・スマホ対策

■スマホ向け詐欺検知システムの開発
AI技術を活用したスマホ向けの詐欺検知システムを共同開発し、実証実験を実施
〈開催実績〉14回（R7年度）　8回（令和８年９月末現在）

■ゲーム型闇バイト対策プログラム体験授業
特殊詐欺の「被害者」だけでなく「加害者」も生まないよう、ゲームを通じて闇バイトの実態について学ぶ体験授業を実施
〈開催実績〉　6回（R7年度）　1回（令和８年９月末現在）

詐欺対策byNTTタウンページ　詐欺バスターLite

■警察庁推奨アプリの普及啓発
国際電話や犯罪利用番号からの着信を拒否・警告するアプリの普及促進


特殊詐欺防犯演劇

（エ）全世代への普及啓発

■スマートフォンによる詐欺体験講習会
SNS型投資･ロマンス詐欺の犯人に扮したAIと、LINE上でやり取りをする体験会を実施
〈開催実績〉　5回（R7年度）　2回（令和８年９月末現在）

■特殊詐欺防犯演劇
特殊詐欺の手口や対策について、元警察官による寸劇でわかりやすく学べる公演を実施
〈開催実績〉　4回（R7年度）　1回（令和８年９月末現在）


LINE詐欺体験講習会

7　安全安心な消費生活の推進

（１）消費生活プランの推進

「ひょうご消費生活プラン」（令和６～８年度）に基づき、社会状況の変化に応じた消費者施策を推進し、安全安心な消費生活と持続可能な社会を目指した消費行動を実現

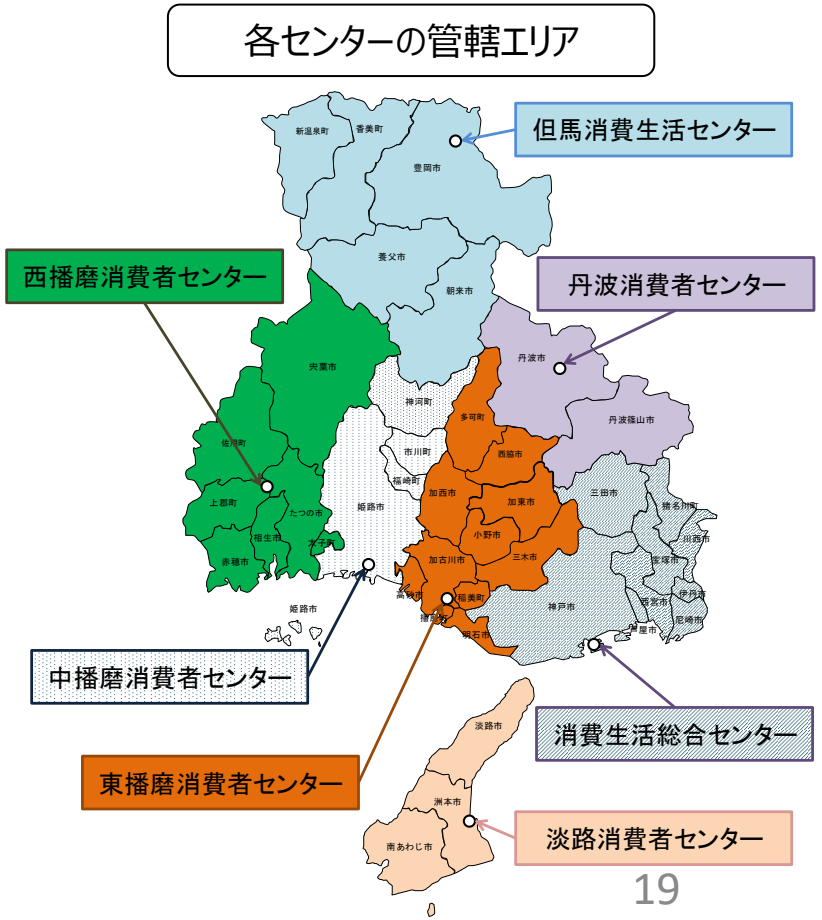
また、次期「ひょうご消費生活プラン」（令和９～11年度）の策定に向けて、国の第５期消費者基本計画や社会情勢の変化を踏まえ、専門家会議を設置し検討

➢ 推進体制

全県の中核拠点である県立消費生活総合センター及び県各センターにおいて、市町消費生活センターや消費者団体、事業者団体等と連携し、消費生活行政を総合的に推進

県		市町
相談・あっせん◎	支援	相談・あっせん
市町相談への専門的・技術的支援○		消費者教育・啓発
相談・事故情報の収集・分析・発信○		高齢者等の見守り体制づくり
事業者指導○	連携･協働	消費者団体等の活動支援
消費者教育・啓発		
高齢者等の見守り体制づくり		消費者団体、事業者団体、消費者庁、県警、教育委員会　等
消費者団体等の活動支援	連携･協働	

◎は消費生活総合センターと但馬消費生活センター、○は消費生活総合センターのみで実施



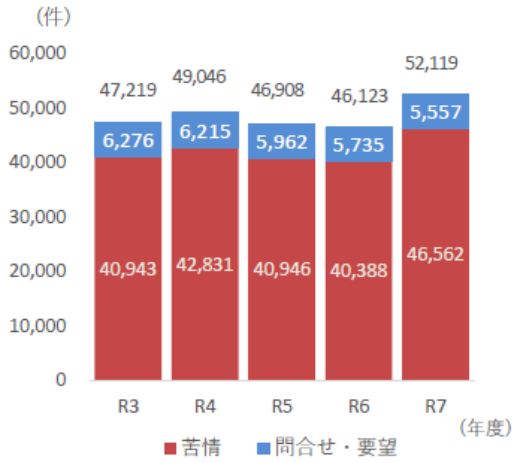
7　安全安心な消費生活の推進

（２）相談対応力の充実（8,985千円）

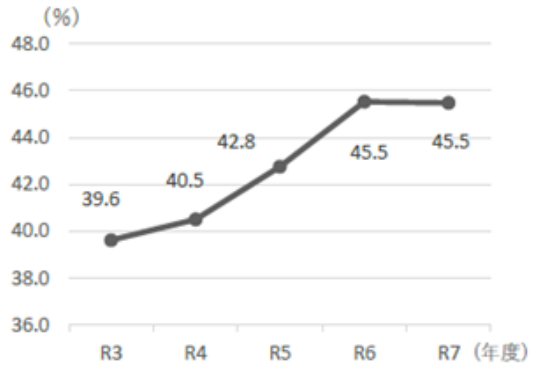
消費者被害の防止・救済機能を高度化し、広域的・専門的な相談に対応、市町の相談対応力を高めるための支援を充実

ア　県内の消費生活相談状況（令和７年度）

- **相談件数**　**52,119件**（対前年度比13.0%増）
  県：6,307件　市町：45,812件

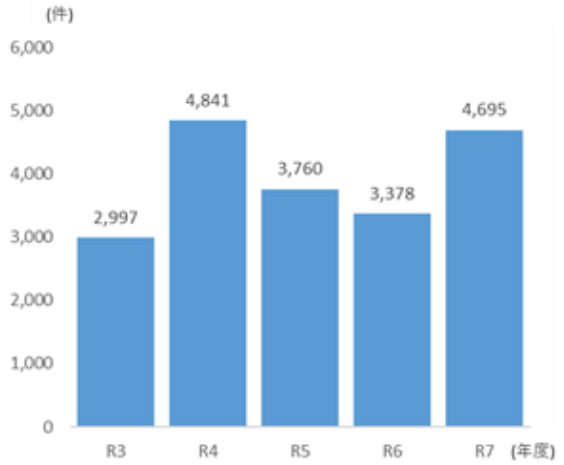


[消費生活相談件数]



[契約当事者60歳以上の割合推移]

- **特徴**
  - ✓ 苦情相談の年代割合
    60歳以上　45.5%（依然として高い水準）
    29歳以下　9.6%（前年度と同程度）
  - ✓ 定期購入トラブルが前年度の約1.4倍
  - ✓ 通信販売が苦情全体の約4割



[定期購入トラブル相談件数]

イ　市町消費生活センターへの支援

- **市町相談サポートデスクの設置**
- **相談員レベルアップ研修の開催**
  R8年度予定（基礎：３回　専門:10回　法執行業務：６回）

7　安全安心な消費生活の推進

（３）消費者教育・啓発活動の推進（41,359千円）

消費生活総合センターに「消費生活情報プラザ」を設置、県内各消費者センターに消費者教育推進員を配置し、消費者力の向上と地域見守り活動の充実を強化

ア　消費生活総合センター「消費生活情報プラザ」における消費者学習・活動の推進

団体・グループが自由に消費者学習・活動できる場を提供、消費者団体等の自主的な活動・交流を促進

開設日時　月～金曜　10:00～17:00（祝日、年末年始除く。）
施設概要　消費生活に関する情報展示、関連図書コーナー、セミナー・交流スペース等


【消費生活情報プラザ・展示ゾーン】

イ　若年層向け消費者教育

(ア) 高等学校・特別支援学校等への出前講座等の実施

出前講座　128回(R7年度)　44回(R8年8月末現在)
教員向け研修等　38回(R7年度)　10回(R8年8月末現在)

(イ) 消費者教育を実践する大学生を「くらしのヤングクリエーター」として養成

大学生・事業者・行政によるワークショップの開催（R8年度：大学生20名、事業者7名、行政6名）
啓発活動・研修事業等への参画


【大学生による街頭啓発】

ウ　高齢者・障害者等の見守り活動

(ア) 高齢者等被害防止ネットワークを設置（県内7カ所）、定期的な情報交換や研修の開催

セミナー・出前講座　161回(R7年度)　56回(R8年8月末現在)

(イ) くらしの安全・安心推進員の設置・活動支援

くらしの安全・安心推進員　211人(R8年8月末現在)

(ウ) 消費者団体等との協働による啓発

県消費者団体連絡協議会や県連合婦人会等と協働して、学習会、パネル展等を実施

7　安全安心な消費生活の推進

（４）適切な事業者指導（15,144千円）

景品表示法や特定商取引法、消費生活条例に違反した疑いのある事業者に対し、適切な指導等を行う
また、消費生活協同組合の民主的な運営と健全な発展を支援

ア　景品表示法・特定商取引法等に基づく指導

➢ **景品表示法に基づく指導・処分の状況**

年度	処分	注意指導	その他	計
R7	0	47	24	**71**
R8（8月末現在）	0	23	11	**34**

※「その他」は他法令部署や他府県への情報提供等

➢ **特定商取引法・消費生活条例に基づく指導・処分**

年度	処分	注意指導	計
R7	1	12	**13**
R8（8月末現在）	0	4	**4**

＜特定商取引法・消費生活条例に基づく処分の概要＞

換気扇フィルター等の訪問販売事業者に対し、氏名等不明示勧誘、契約書面記載不備、債務履行遅延、事実不告知（判断に影響を及ぼす重要なもの）、迷惑を覚えさせる仕方による勧誘の違反により12か月の業務停止、違反行為を是正するための指示及び12か月の業務禁止を命じた。（R8.2）

イ　消費生活協同組合の育成指導

➢ **指導検査実施数**　R7年度：9組合　　R8年度：9組合（予定）

【種類別消費生活協同組合数】　(R8.10.1現在)

地域購買	職域購買	大　学	医　療	共　済	利　用	連合会	計
5	2	11	8	7	1	1	**35**

8　交通安全対策の推進

（１）交通安全対策の総合的推進（427千円）

第12次兵庫県交通安全計画（令和８～12年度）及び令和８年度兵庫県交通安全実施計画に基づき、交通安全対策を推進

ア　第12次兵庫県交通安全計画の目標と主な取組内容

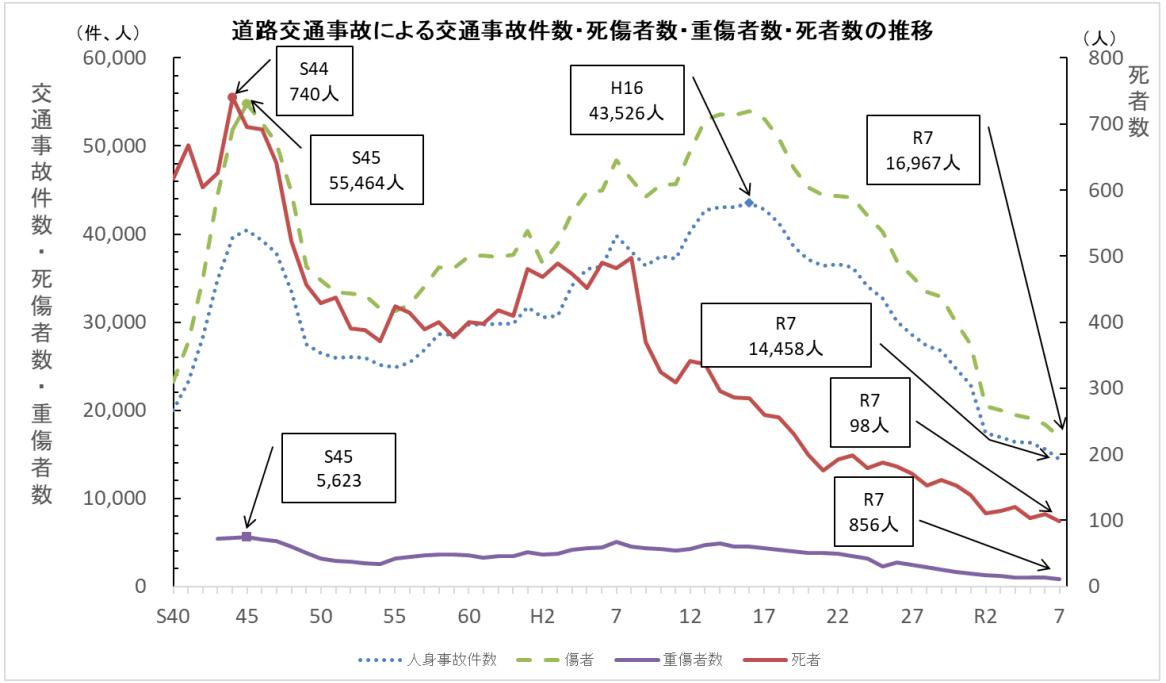
	道路交通		
	死者数	重傷者数	踏切事故件数
目標値 (Ｒ7実績)	80人以下 （98人）	700人以下 （856人）	0件 （6件）
主な取組内容	○高齢者、子供、障害者等の交通弱者の安全確保 ○歩行者の安全確保 ○自転車の安全確保 ○生活道路における安全確保 ○踏切道における安全確保		

イ　兵庫県内の交通事故情勢

交通事故死傷者数、人身事故件数はともに減少傾向。

令和7年中の交通事故死者数は98人（全国順位８位）で、昭和22年以降、最も少ない値となったが、本年９月末の死者は88人で、前年対比で16人増加している。

（死者の51人（＋10人）、約58%が高齢者）



【人身事故件数と死者数、死傷者数、重傷者数の推移】

8　交通安全対策の推進

（２）「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進（11,092千円）

兵庫県交通安全対策委員会を主体に、県民の参画と協働のもと、交通事故のない誰もが安全で安心して暮らせる「躍動する兵庫」を目指し、県民運動を推進

種別	運　動　名
年間の運動	こども・高齢者 しっかり見つめて交通安全運動
	自転車安全利用・ヘルメット着用促進運動
	飲酒運転根絶運動
	シートベルト･チャイルドシート着用運動
	夕暮れ時・夜間の交通事故防止運動
	横断歩道　おもいやりで事故ゼロ運動
四季の運動	春の全国交通安全運動（４月）
	夏の交通事故防止運動（７月）
	秋の全国交通安全運動（９月）
	年末の交通事故防止運動（12月）

ア　年間の運動等

（ア）参加団体：推進機関・団体：83団体、協働団体：48団体

（イ）啓発運動

四季の運動（春４月、夏７月、秋９月、年末12月）等年間を通じて交通安全意識の向上を図る普及啓発活動に取り組む

（ウ）交通安全広報啓発活動の実施

●交通安全県民大会の開催　※荒天により中止
＜開　催　日＞令和８年９月９日@兵庫県公館
＜内　　容＞交通安全功労者等への感謝状贈呈　等

●街頭での普及啓発等の広報活動
・警察・関係団体と連携して、街頭での交通安全普及啓発活動を実施
・四季の運動の啓発チラシ(計20万枚)を作成し、市町・関係団体に配布
・交通安全ﾈｯﾄﾜｰｸに参加する事業所や団体等に対し、交通安全だよりを配信
（月１回定期配信と自転車事故等に対する注意喚起のための不定期配信）



【令和７年度交通安全県民大会】

8　交通安全対策の推進

（エ）交通事故多発地域対策・交通死亡事故多発時対策

交通事故多発地域対策	・交通事故の多発が懸念される市区町を「交通安全対策重点推進地域」に指定 ・警察、関係機関・団体等と連携して交通安全啓発や交通安全施設の整備、交通指導取締り等の交通安全対策を推進	〈令和８年度指定〉 神戸市垂水区、加東市、相生市、加西市、姫路市、たつの市 計６市区町
交通死亡事故多発時対策	・交通死亡事故が短期間に多発したとき、交通死亡事故多発警報（県内全域）や交通死亡事故多発注意報（県民局等単位）を発令 ・広く県民に注意喚起を図るとともに、交通安全活動を強化	〈注意報発令状況〉 令和８年の発令は無し （令和８年９月末現在）

（オ）交通安全推進市町に対する顕彰

交通死亡事故の発生を一定期間抑止、又は交通事故死者数及び人身事故件数を減少させた市区町に対して、兵庫県交通安全対策委員会会長（知事）名で顕彰を実施

〈顕彰状況〉13市区町（令和８年９月末現在）

8　交通安全対策の推進

イ　こどもの交通安全対策

（ア）児童等を対象とした交通安全教室

児童等に交通ルールや自転車の正しい乗り方を指導

［令和８年度］81回　9,168人（令和８年９月末現在）

（イ）ひょうご児童等交通安全ネットワーク

学校を通じて、小・中・高校生及び保護者等へ交通安全だよりを配信



【児童を対象とした交通安全教室】

ウ　高齢者の交通安全対策

（ア）高齢者交通安全対策重点推進地域

高齢者の交通事故死者数の多い市を推進地域に指定し、重点的に啓発チラシを配布

［令和８年度指定］姫路市

（イ）交通安全シルバー元気アップ事業

高齢者等に対する出前式の参加・体験･実践型の「元気と交通マナーアップ出前講座」などの啓発事業を実施

［令和８年度］26回　2,500人（令和８年９月末現在）

（ウ）高齢者大学での交通安全教室

兵庫県高齢者大学において、安全運転サポート車の乗車体験・車の死角体験等を行う交通安全教室を実施

［令和８年度］３箇所　229人（令和８年９月末現在）



【高齢者大学での交通安全教室】

8　交通安全対策の推進

エ　歩行者の交通安全対策

（ア）横断歩道合図（アイズ）運動プラスの推進

歩行者とドライバーがお互いに合図をすることで交通事故を抑止する「横断歩道合図（アイズ）運動プラス」の啓発を実施

（イ）横断歩道歩行者優先宣言

業務用車両を有する事業者に「横断歩道 歩行者優先宣言」への賛同を呼びかけ、横断歩道では歩行者優先を徹底する安全運転の実践を推進

〈宣言事業所〉 2,228事業所（令和８年９月末現在）


横断歩道　歩行者優先宣言

私達は横断歩道での交通事故ゼロを目指します
車両を運転中は

一　信号機のない横断歩道の手前では歩行者の確認と減速を行う
一　歩行者が横断歩道を渡ろうとしているときは横断歩道の手前で必ず止まる
一　横断歩道を渡ろうとする歩行者には手や目で合図して安全な道路横断を促す

これらを実践して横断歩道歩行者優先を徹底します

令和　年　月　日

○○○○○○○○（事業所名）
○○（役職）　○○　○○

兵庫県交通安全対策委員会会長
兵庫県知事　齋藤　元彦　印

【横断歩道歩行者優先宣言】

オ　飲酒運転の根絶

（ア）飲酒運転追放宣言

酒類を提供、販売する事業者等が「三ない運動」を実践する飲酒運転追放宣言を行い、飲酒運転を許さないという気運を醸成

〈宣言事業所〉 3,925事業所（令和８年９月末現在）

（イ）キッズ交通保安官・ファミリー隊

小学生とその保護者を対象に、家族や地域に飲酒運転の防止を呼びかけるキッズ交通保安官・ファミリー隊として任命

〈キッズ交通保安官〉　759人
〈ファミリー隊〉　515人（令和８年９月末現在）



【キッズ交通保安官】

8　交通安全対策の推進

カ　自転車の交通安全対策

（ア）自転車交通安全対策重点推進地域

自転車の交通事故が多い５市区町を推進地域に指定し、市町等と連携した自転車安全利用に関する啓発を実施

自転車交通安全対策重点推進地域〈R8年度指定〉
神戸市中央区、太子町、神戸市兵庫区、姫路市、高砂市

（イ）自転車安全利用モデル校

生徒主体で自転車交通安全の取り組みを企画・実践する高等学校を認定し官民連携で支援〈自転車安全利用モデル校〉24校（令和８年９月現在）

（ウ）自転車安全利用コンテスト

県内の高等学校に通う高校生が自転車啓発資材を作成し、優秀作品を表彰する
作品はSNSやデジタルサイネージ等で放映し啓発資材として活用

（エ）ひょうご自転車安全利用宣言

活動に自転車を利用する県内の企業・団体を対象に、自転車安全利用に賛同する団体を募集し、模範的な取組を共有することで、自転車安全利用の気運醸成を図る



【ひょうご自転車安全利用宣言】

キ　外国人への交通安全教育

外国人団体と連携して在留外国人向け啓発資材を作成するとともに、交通安全教室を開催し、日本の交通ルールの周知を図る



【在留外国人への交通安全教室】

（３）交通事故被害者支援の推進（8,394千円）

交通事故に係る各種相談に応じる常設の交通事故相談所を開設して、被害者支援活動を推進※12～13時を除く

名　称	場　所	相談曜日(9～16時※)	相談員数
兵庫県交通事故相談所 本所	神戸ﾊｰﾊﾞｰﾗﾝﾄﾞ庁舎	月・火・木・金	２人
〃　姫路支所	県姫路総合庁舎	水	１人（本所兼務）
〃　豊岡支所	県豊岡総合庁舎	水	（欠員のため電話転送で対応）